

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、エネルギー価格や物価高騰により影響を受けている小規模企業者に対し、迅速かつ直接的な手段で支援し、もって事業者の事業継続の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者をいう。

2 この要綱において、事業者とは会社法（平成17年法律第86号）第3条に規定する法人又は個人事業者をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金を交付する対象となるもの（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

- (1) 令和5年1月1日において、直方市内で事業を営んでいる小規模企業者であって、直方市内に本社若しくは本店を有する法人又は直方市内に住民登録及び事業所を有している個人事業者であること。
- (2) 法人市民税又は個人市民税の納税地が直方市であり、直近の事業年度の申告を終えていること。ただし、正当な理由により申告できない場合は、この限りでない。
- (3) 給付金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 令和4年度に直方市が実施する他のエネルギー価格や物価高騰対策のための別表に示す要綱に基づく助成・補助金等を受けていない、又は受けようとしていないこと。
- (5) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいないこと。
- (7) 社会常識上又は倫理上好ましくない事業を行っていないこと。

- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動が目的でないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1事業者5万円とし、一度限りとする。

(給付金の申請等)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月4日から令和5年3月31日までに、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金申請書（様式第1号）、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 令和5年1月1日における従業員名簿又は従業員の人数が確認できる書類の写し。ただし、従業員がいない場合は不要とする。
- (2) 直方市内における事業活動が証明できる書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は開業届の写し等）
- (3) 法人市民税又は個人市民税の納税地が直方市であることが確認できる書類（法人市民税申告書又は確定申告書の写し等）
- (4) 振込先名義の通帳の写し等
- (5) 個人事業者の場合は、申請者である個人が確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 給付金の支給方法は、申請者が指定する金融機関への口座振込とする。

3 申請者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により申請を行う場合については、第1項の規定に関わらず、申請が行われたものとみなす。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに給付金の交付の可否を審査し、交付又は不交付の決定をしたときは、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金交付決定通知書（様式第3号）又は直方市小規模企業者物価高騰対策給付金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長が前項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が求める申請書の補正が行われず、当該申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 市長は、電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合は、第1項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(給付金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、市長に対し、給付金の請求をするものとする。この場合において、第5条の直方市小規模企業者物価高騰対策給付金申請書(様式第1号)又は電子情報処理組織の使用による届出を請求書として取り扱い、請求は、交付決定の日にあったものとみなす。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に、交付要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、当該給付金の全部又は一部の返還を求める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に給付金の交付を受けた者における第8条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表第3条関係

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・直方市燃料油等価格高騰対策補助金交付要綱(令和4年直方市告示第148号)・直方市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱(令和4年直方市告示第263号)・直方市大規模宴会場等事業継続支援給付金交付要綱(令和4年直方市告示第264号)・直方市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱(令和4年直方市告示第265号)・直方市保育所等光熱費高騰対策補助金交付要綱(令和4年直方市告示第279号) |
|---|

直方市長 様

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金申請書

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）の支給をされるよう、関係書類を添えて申請します。

※この申請書は、直方市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

1. 申請者（請求者）

申請者 (チェックしてください)	<input type="checkbox"/> 法人			<input type="checkbox"/> 個人事業者		
法人名称または 個人事業者名	(フリガナ)					
代表者氏名 (法人のみ)						
屋号 (個人事業者のみ)						
法人本社所在地 または個人事業者住所	〒 ー					
事業所等所在地 (個人事業者のみ) (チェックしてください)	<input type="checkbox"/> 個人事業者住所と同じ（チェックのみ・所在地記入不要） <input type="checkbox"/> 個人事業者住所と異なる（下記に所在地を記入） 郵便番号 〒 ー 住所					
生年月日 (個人事業者のみ)	明治・大正・昭和・平成・令和			年	月	日
電話番号	※日中連絡が取れる連絡先を記入					
業種等の確認	中小企業基本法上の業種	<input type="checkbox"/> 商業・サービス業	常時使用する従業員数	人	<input type="checkbox"/> 製造業・その他	

2. 振込先（申請者名義の口座）

銀行コード	金融機関名	支店コード	支店名	口座種別	
				普通・当座	
口座番号（右詰め）			口座名義（フリガナ）		
			(フリガナ)		

3. 添付書類

- 直方市小規模企業者物価高騰対策給付金誓約書（様式2号）
- 常時使用する従業員数が分かる資料（従業員名簿等）
- 直方市内における事業活動が証明できる書類
- 法人市民税申告書又は確定申告書の控えの写し等（収受印があるもの）
- 振込先通帳の写し等（表紙をめくって見開きの1・2ページ目）
- 申請者である個人が確認できる本人確認書類の写し（個人事業者の場合）

様式第2号（第5条関係）

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金誓約書

直方市長 様

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金の申請に当たり、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金交付要綱を確認の上、次のとおり誓約・同意します。

また、直方市が確認のため必要な情報を官公署ならびに金融機関等に照会することを承諾します。

1. 給付対象者の要件を満たしており、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金受給後も事業を継続する意思があります。
2. 市税の滞納はありません。
3. 過去に直方市小規模企業者物価高騰対策給付金を受給したことはありません。
4. 令和4年度に直方市が実施する他のエネルギー価格や物価高騰対策のための別表に示す公的制度で助成・補助金等を受けていない、又は受けようとしておりません。
5. 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者ではありません。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでおりません。
7. 社会常識上又は倫理上好ましくない事業を行っておりません。
8. 宗教活動又は政治活動が目的ではありません。
9. 申請内容に虚偽はありません。虚偽があった場合は、給付金の返還等、直方市の指示に従います。

年 月 日

所在地 〒

申請者名

代表者
役職名・氏名

様式第3号(第6条関係)

第 号

令和 年 月 日

様

直方市長

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった直方市小規模企業者物価高騰対策給付金の交付については、下記のとおり決定したことから、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 交 付
 - 2 給付金交付決定額 50,000円
 - 3 振込予定日
-

様式第4号(第6条関係)

第 号

令和 年 月 日

様

直方市長

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった直方市小規模企業者物価高騰対策給付金の交付については、下記のとおり決定したことから、直方市小規模企業者物価高騰対策給付金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 決定内容 不交付

2 不交付の理由